

TPPに関する情報公開と国会決議に反する批准は行わないことを求める意見書

TPP（環太平洋経済連携協定）交渉参加国の閣僚会合は、アトランタにおいて、異例の期間延長の末、10月5日、交渉経過を一切明らかにしないまま大筋合意に至りました。

その内容は、重要5項目であるコメの特別輸入枠設定や、牛肉、豚肉の段階的な関税の削減、さらには農林水産物834品目のうち半数近い395品目で関税が撤廃されるなどの内容が明らかになり、我が国の一次産業のみならず、地域経済に及ぼす影響は甚大です。TPP交渉では国会決議の遵守を求めてきただけに、大筋合意の内容は到底容認できるものではありません。

政府は、11月25日TPPの対策大綱を決定しました。しかし、合意内容の説明が不十分であり、また自給率の向上や飼料作物への転換など、これまでの政策から将来に向けた国内農業のあり方が議論されないままの大綱決定には批准ありきの姿勢しか見えません。

TPP交渉では、今後参加国がふえ、日本への譲歩がますます強くなることも予想されることから、踏み込んだ議論が必要です。

よって、政府においては、日本の食糧を守り、農村の環境を守るため、下記の事項について実現することを強く求めます。

記

- 1 政府は、TPPに関し、全ての関連文書及び農林水産業を初め国内産業に与える影響額の試算などを直ちに公表すること。
- 2 大筋合意の内容と国会決議との徹底した検証及び情報開示を通じた国民的議論を行うこと。
- 3 食の安全と農村の環境を守るため、地域崩壊につながる批准は行わないこと。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成27年12月25日

宮城県大崎市議会議長 佐藤清隆

内閣総理大臣  
農林水産大臣  
内閣官房長官  
経済再生担当  
衆議院議長  
参議院議長

} 殿